個人・学生会員入会届

※個人・学生どちらかに〇を付けてください

令和　　年　　月　　日

一般社団法人ツタワルドボク　御中

|  |  |
| --- | --- |
| フリガナ |  |
| 氏　　　名 ※ |  |
| 所　　　属※ |  | 部　　署 |  |
| 電話番号※ |  | E-mail※ |  |
| 住　　　所 | 〒（自宅・会社・学校）　〇で囲んでください |

※欄は必須

取得した個人情報は、当法人との連絡や情報を会員へ案内するために利用し、当法人にて適正に管理いたします。

誓約書

私は、貴法人の趣旨に賛同し、会員細則を遵守することを誓約いたします。

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※記名又は署名

　　　　　　　　　　　（必須）

振込先　一般社団法人ツタワルドボク　　シャ）ツタワルドボク

・ゆうちょ銀行

振替口座　01740－5－146383

　　　　・西日本シティ銀行

　　　　　高宮支店　普通　3067909

年会費　（個人）　5,000円

（学生）　1,000円　※振込手数料はご負担願います。

申し込み　E-Mail：reg@tsutawarudoboku.com

 TEL/FAX：092-710-4838

〒812-0018

福岡市博多区住吉3-9-1-611　カワイアーバンビル

【事務局使用欄】受付日：　　　　　　　　　　　入会日：　　　　　　　　　　　　　会員番号：P・S

会員細則

（目的）

第1条　一般社団法人　ツタワルドボク（以下、「本法人」という）の会員に関する規定については、本法人の定款第３章に定める事項のほか、本細則の定めるところによる。

（会員の種別）

第２条　会員は、定款第５条に定める正会員及び学生会員の２種とする。なお、正会員は、法人もしくは団体（以下、「法人会員」という）及び個人（以下、「個人会員」という）とする。

（会員の権利）

第３条　正会員（法人会員、個人会員）及び学生会員は、次の権利を有する。

1. 本法人が会員限定で公開するＨＰ等の閲覧
2. 本法人が設置する各種委員会、専門部会への参加
3. 本法人が主催する講演会、講習会、見学会等への優先的な参加
4. 個人会員及び学生会員においては、本法人が設置する各種委員会委員、専門部会長等への就任
5. 法人会員においては、本法人による会員企業・団体の広報等に関するコンサルティング（有償）の委託（ただし、行政関連団体においては、この限りではない。）
6. その他理事会が承認したもの

（会員の期間）

第４条　会員の期間は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

２　本法人の事業年度途中で入会した会員の期間は、入会日より次の３月３１日までとする。

３　会員から毎年２月末日までに退会の意思表示がない場合は、自動的に会員資格が継続更新される。

（入会）

第５条　入会を希望する者は、本法人の事務局を通じて所定の入会届を提出し、理事会の承認を受けなければならない。なお、法人会員については、理事または他の法人会員の２者以上の推薦がなければならない。

　 ２　会員は、暴力団、暴力団関係企業、総会屋またはこれに準ずる団体（反社会的勢力）との関係を有していないことを誓約しなければならない。

３　会員は、理事会の承認を受けたのち、定款第８条に定める年会費を一括前納しなければならない。

（入会日）

第６条　入会日は、前条の入会手続き及び年会費の納入が確認された日とする。

（会員資格の更新及び年会費の納入）

第７条　会員資格を更新する場合は、原則として毎年２月１日から３月３１日までの間に翌年分の年会費を一括前納しなければならない。

２ 年会費の額は、次の通りとする。なお、事業年度途中で入会または退会した場合においても年会費の減額はしない。

（１）法人会員 90,000 円

（２）個人会員 5,000 円

（３）学生会員　1,000 円

（会員情報の更新）

第８条　会員は、自らの会員情報に変更が生じた場合は、速やかに本法人の事務局に所定の会員情報変更届を提出しなければならない。

（休会）

第９条　会員の休会は、原則認めない。ただし、理事会が承認した場合は、この限りではない。

（退会）

第１０条　退会を希望する会員は、本法人の事務局に所定の退会届を提出しなければならない。

２　毎年４月１日の時点で前年の年会費が未納の場合は、前々年の末日をもって退会とする。

３　退会が確定した日以降は、本法人の会員と称してはならない。

（再入会）

第１１条　本法人を退会した者及び前条第２項により退会となった者は、新たに入会手続きを経なければ会員になることができない。

２　次条による除名となった者が再入会を希望する場合は、その取り扱いは理事会において協議する。

（除名）

第１２条　会員の除名処分は、定款第１０条に定める事項による。

（本細則の改廃）

第１３条　本細則の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附則

１ 会員名簿は、事務局にて管理及び更新を行う。

２ 本細則は、平成29年5月25日より施行する。